

# 令和7年度 屋外広告物講習会の開催案内

## 1 開催日時及び会場

日 時	会 場
<b>令和7年7月31日(木)</b> ● 全科目受講の方 9:45～17:00 (受付 9:15～9:40) ● 「広告物の施工に関する事項」の受講免除者 13:15～17:00 (受付 12:45～13:10)	<b>姫路市市民会館</b> 3階 中ホール 住所：姫路市総社本町112番地

## 2 講習科目及びスケジュール

講 習 科 目 等	時 間 (予定)
広告物の施工に関する事項	10:00～12:00 (2時間)
広告物に係る法令に関する事項	13:15～14:45 (1時間30分)
広告物の表示の方法に関する事項	15:00～16:30 (1時間30分)
考査	16:30～16:50 (20分)

## 3 申込方法等 (持参・郵送・電子申請にて申込可。※FAX・E-mailでの申込不可。)

受付期間	令和7年 4月28日(月)～5月21日(水) ※1 持参の場合：土日祝除く8:35～17:20 (12:00～13:00除く) ※2 郵送の場合：5月21日(水) 必着 ※3 電子申請の場合：5月21日(水) 23:59まで
定 員	150名(予定) ※申込人数が定員を超過した場合は抽選を行います。(抽選結果の通知は5月30日ごろ予定)
申込方法 持参 郵送	下記の書類を受付期間内に下記提出先に持参もしくは郵送してください。 <b>(1) 屋外広告物講習会受講申込書 (※市ホームページからダウンロード可能)</b> ・必要事項を記入し、申込者本人の写真1箇所を貼付したもの <b>(2) 「広告物の施工に関する事項」の受講が免除となる資格を証する書面の写し (※有資格者のみ)</b> ・次のいずれかに該当する方は、「広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。 ① 建築士法に規定する建築士の資格を有する者 ② 電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する者 ③ 電気事業法に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④ 帆布製品製造について職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者 ※申込期間終了後、受講者宛(抽選の場合は当選者)に納付書と受講票等を発送します。納付書等を窓口にて受け取り希望の場合は、準備ができ次第別途連絡します。(5月30日ごろ発送・連絡予定)
申込方法 電子申請	受付期間中に市ホームページ又は右の二次元コードへアクセスし、申し込んでください。 (注意事項) ・写真や、受講科目の免除資格を証する書面はデータにて添付してください。 ・「keikan-oubo@city.himeji.hyogo.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。 ・抽選の場合、当選者には受講番号を附番した受講票と納付書を申込時の住所へ送付します。落選者にはメールにてその旨を通知します。(※当落、受講票・納付書は5月30日ごろ発送・通知予定)
受講手数料	<b>全3科目受講の方は6,000円、「広告物の施工に関する事項」の受講免除者は4,000円</b> 1 受講手数料は、納付書にて所定の金融機関で納付してください。(納付期限：6月20日) 2 一度納付された受講手数料は、講習会を受講されない場合でもお返しできません。
提出及び 問合せ先	〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 姫路市 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 都市景観担当(市役所本庁舎5階) 電話番号：079-221-2541 E-mail：keikan@city.himeji.hyogo.jp

(裏面に続く)

## ● 講習会場へのアクセス



住所：姫路市総社本 112 番地

最寄り駅：JR 姫路駅（駅から北へ徒歩 13 分）

山陽電車・山陽姫路駅（駅から北へ徒歩 13 分）

神姫バス・市民会館前停留所（西へ徒歩 1 分）

### ◆会場利用案内

- (1) 市民会館には駐車スペースはないため、周辺の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 会場での飲食について
  - ・受講中は、ペットボトル等の飲料を除き、飲食はお控えください。
  - ・昼食時など会場内で飲食が可能ですが、ごみは必ず各自で持ち帰るようお願いします。
- (3) 会館敷地内は全て禁煙です。

## ● 当日、ご持参いただく物

- ・受講票（受付時に提示してください）
- ・筆記用具
- ・電卓（全 3 科目を受講される方）
- ・補助テキスト（下記参照）

## ● 講習会の補助テキスト購入案内

◆講習会の補助テキストとして次の 3 冊が必要です。

### <テキストの概要>

- ・屋外広告の知識 法令編 第五次改訂版（税込 2,970 円）
- ・屋外広告の知識 デザイン編 第四次改訂版（税込 2,096 円）
- ・屋外広告の知識 設計・施工編 第四次改訂版（税込 2,724 円）

※講習会場では補助テキストの販売はいたしませんので、必ず事前にご準備をお願いします。

### <テキスト購入に関するお問い合わせ先>

株式会社ぎょうせい関西支社（担当：福原）  
〒540-0012  
大阪市中央区谷町 3 丁目 1 番 9 号  
電話番号 06-4790-9351

※この講習会は、近畿圏の府県、指定都市及び中核市が輪番で開催しています。

屋外広告業を営む方は、営業活動を行おうとする地域を所管する知事、指定都市又は中核市の市長に必要な事項を登録又は届出しなければなりません。また、営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等の「業務主任者」を置くことが義務付けられています。

業務主任者になられる方は、この機会に本講習会を受講してください。

- ※1 次のいずれかに該当する方は、今回の屋外広告物講習会を修了することなく業務主任者になることができます。
- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
  - (2) 他の都道府県、指定都市又は中核市が実施した屋外広告物講習会の修了者
  - (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
  - (4) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が認定した者
- ※2 本市の屋外広告物講習会修了者については、一部自治体で業務主任者になることができない場合があります。登録又は届出する各自自治体のルールをよく確認してください。

※個人情報の保護に基づき、申込時にご入力いただいた個人情報は、講習会以外の目的には使用いたしません。